

経営者の皆様 栃木市に、ようこそ。

サテライトオフィス開設や業務分散は、是非栃木市へ。
歴史ある街並みが、豊かな自然が、御社をお待ちしています。

～栃木市オフィス移転等支援補助金のご案内～

栃木市では、新型コロナウイルス対策やBCP対策、働き方改革のために本社を市内に移転するか、サテライトオフィスや支社等事務所を市内に新設する会社を応援するため、補助金を交付しています。

■ 交付対象

栃木県内に本社がない会社(*1)で、

①栃木市内に本社を移転する会社

②栃木市内に初めてサテライトオフィスや支社などの事務所(*2)
を設置する会社

(*1)会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
(株式会社、合名会社、合資会社または合同会社)が対象
になります。

(*2)事務作業を行うものに限り、販売店舗や倉庫、工場等は除きます。

■ 補助対象経費・限度額

事務所の整備に要した費用のうち、
通信設備やオフィス環境整備に要した
費用の1／2を、下記限度額まで
交付します。

- ①…300万円
- ②…200万円

■ お問合せ先

栃木市産業振興部 商工振興課 Tel: 0282-21-2372

〒328-8686 栃木県栃木市万町9番25号 E-mail: syoukou@city.tochigi.lg.jp



栃木市マスコットキャラクター とち介
平成26年に栃木市の蔵からあらわれた、蔵
の妖精。蔵のずきんにマントがお気に入り。
今日もゆる～く活動中。



栃木市ってこんなところ！

栃木市は、栃木県の南部に位置し、自然と交通環境に恵まれた、歴史ある街です。

■ 栃木市のデータ

人口：158,721人 R2.9現在 住民基本台帳

世帯数：65,961世帯 R2.9現在 住民基本台帳

面積：331.50km² H30国土地理院

商業：事業所数 1,527所 H26商業統計調査

年間商品販売額 2,776億円 H26商業統計調査

工業：製造品出荷額等 1兆922億円 H28経済センサス活動調査

農業：農業戸数 5,461戸 2015年農林業センサス



太平山・あじさい坂

■ ちょっといいカモ！ 栃木市

○サテライトオフィス設置や業務分散は、是非栃木市に！

新型コロナウイルス対策やBCP対策はもちろん、従業員の皆様の柔軟な働き方を推進するためにも、事業拠点を分散させることは非常に効果的です。

本市は東京からは約80km（約60分）と首都圏から近すぎず遠すぎずの距離にあり、交通網は東北自動車道と北関東自動車道が交差し、鉄道もJR両毛線・東武日光線が乗り入れるなど、充実した交通ネットワークが形成されています。

御社の業務分散は是非栃木市に！

○ようこそ、癒しの蔵の街並みへ

栃木市中心部には、映画撮影にも使われる蔵の街並みがあります。あの映画やこの映画が、この場所で撮影されました。蔵の街にこころを委ねてそぞろ歩きもよし、市内を流れる巴波川の鯉を眺めるもよし。栃木市には、仕事に疲れた時にふと癒される懐かしい街並みが広がります。

○アウトドア派にはオススメ！充実した休日を。

市南部に広がるラムサール条約登録湿地「渡良瀬遊水地」。

ここでは様々なアクティビティを体験できます。サイクリングによし、スカイスポーツもウォータースポーツも何でもござれ。

これで休日のリフレッシュもばっちり！



渡良瀬遊水地

○知る人ぞ知る…！？

様々な麺を満喫できる栃木市ですが、実はラーメンの激戦区。濃厚魚介もよし、淡麗煮干しもよし、佐野ラーメンもよし。更にはG系の新鋭も✿！

また、栃木市はフルーツの宝庫でもあります。ブドウやいちご、ナシなど、味の良さはもろのこと、フルーツ狩りも楽しめます。社員の皆様では是非！

栃木市オフィス移転等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市オフィス移転等支援補助金（以下「補助金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、通勤環境の改善、テレワークの促進等のために、市内に本社を移転し、又は市内に本社以外の事務所を新設する会社に対して、これらの整備に要する経費の一部を補助することにより、本市経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本社 会社の意思決定を行う機能及び会社の各事業所、各部門又は企業内活動を統括する機能を有する事務所をいう。
- (2) 事務所 主として会社の事務を行う場所（店舗、工場その他の主として会社の事業を行う場所は含まない。）をいう。
- (3) 会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。

(交付の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす会社とする。

- (1) 栃木県内に本社を有していないこと。
- (2) 市内に本社を移転し、又は市内に事務所を有していない者であって市内に本社以外の事務所を開設するものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 本社又は本社以外の事務所（以下「補助対象事務所」という。）を運用開始日から3年以上運用することを誓約すること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業その他の公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある事業を営んでいないこと。
- (6) 栃木市暴力団排除条例（平成23年栃木市条例第62号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び役員等（理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第5号に規定する暴力団員等又は同条例第6条第1項に規定する密接関係者でないこと。
- (7) 次条に規定する交付の対象となる経費に関し、市長が指定する補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の額等）

第5条 交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事務所の整備に要する経費とし、補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 本社を移転する者 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、300万円を上限とする。

(2) 本社以外の事務所を開設する者 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、200万円を上限とする。

2 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1交付対象者につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、栃木市オフィス移転等支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 栃木市オフィス移転等支援補助金交付申請に係る誓約書（別記様式第2号）

(2) 商業登記に係る登記事項証明書

(3) 補助対象事務所入居物件の賃貸借契約書の写し及び補助対象事務所入居物件所有者の改修工事同意書又は補助対象事務所入居物件の売買契約書の写し若しくは工事請負契約書の写し

(4) 直近期分の確定申告書の写し

(5) 補助対象事務所の整備に要する経費を証する書類

(6) 補助対象事務所の整備予定箇所の写真

(7) 会社概要書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(軽微な変更)

第7条 規則第8条における軽微な変更とは、事業費の20パーセント未満

別記様式第1号（第6条関係）

栃木市オフィス移転等支援補助金交付申請書

年　月　日

(宛先) 栃木市長

栃木市オフィス移転等支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

本店所在地 名称 代表者氏名 電話番号	(印)
補助対象事務所 入居物件所在地	
補助対象事務所区分	本社の移転・本社以外の事務所の開設
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円（1,000円未満切捨て）
整備内容	
整備期間	年　月　日～年　月　日
担当者連絡先	担当者：（電話番号）
添付書類	

別記様式第2号（第6条関係）

栃木市オフィス移転等支援補助金交付申請に係る誓約書

栃木市オフィス移転等支援補助金の交付を申請するに当たり、交付の条件として付された次の事項を誓約いたします。

- 1 補助対象事務所を運用開始日から3年以上運用すること。
- 2 栃木市暴力団排除条例（平成23年栃木市条例第62号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び役員等（理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第5号に規定する暴力団員等又は同条例第6条第1項に規定する密接関係者でないこと。

年　　月　　日

（宛先） 栃木市長

誓約者 本店所在地

名称

代表者氏名

印